

## 第5章 都市計画マスタープランの推進に向けて

- 1 協働のまちづくりに向けて
- 2 これからの時代の都市経営について
- 3 都市計画マスタープランの適切な見直し



# 1 協働のまちづくりに向けて

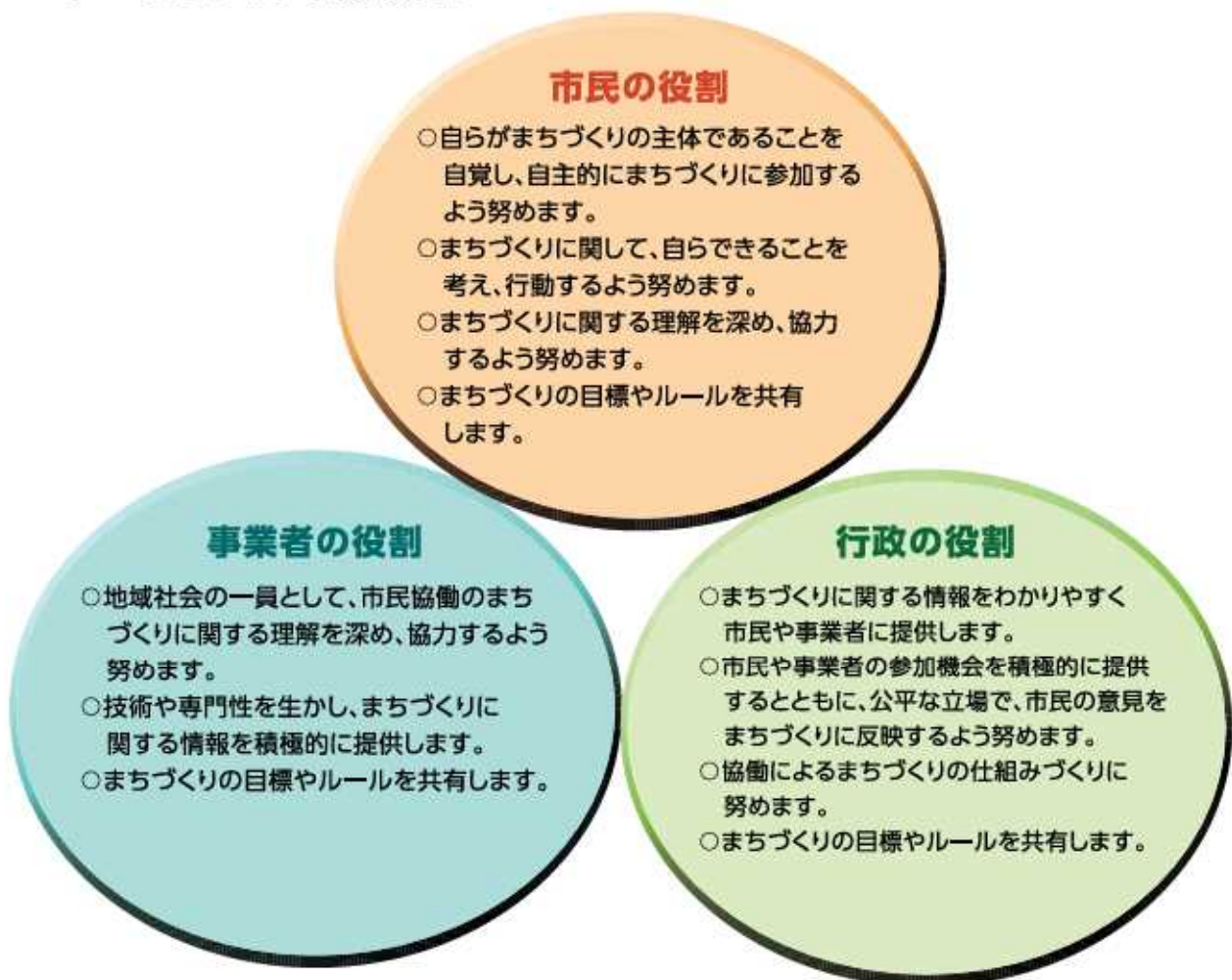
市民ニーズや地域の特性に合わせた、きめ細かく柔軟なサービスを提供していくためには、市民が参画したまちづくりや、市民活動団体などと行政がまちづくりのパートナーとして対等な立場で協力し合うことが重要です。

本市では、平成20年度に「青梅市における市民活動団体等との協働事業に関する指針」を策定し、平成22年度には「青梅市協働実践マニュアル」を市民と協働で作成しました。また、協働推進委員を各部署に配置するとともに、市民活動団体の活動支援や活動拠点である青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、協働のまちづくりを進めています。

## (1) 協働のまちづくりの推進

都市計画マスタープランに掲げる都市の将来像や目標を実現していくために、行政のみがまちづくりを推進するのではなく、市民、事業者、行政が信頼と協調のもとに、それぞれが果たすべき役割を認識し、都市計画マスタープランやまちづくりに関する情報を共有しながら、対等な立場で連携・協力する、協働のまちづくりを進めます。

### ア まちづくりの役割分担



## イ 都市計画マスタープランの共有化

都市計画マスタープランに掲げる都市の将来像や方針にもとづき、協働のまちづくりを進めていくためには、都市計画マスタープランや都市計画に関する情報を積極的に発信提供し、市民、事業者、行政が共通認識を持つことが重要です。

- 広報やホームページなどにより情報の発信を進めるとともに、普及・啓発の工夫に努めます。
- 市民や事業者などによる、まちづくり活動や地域の情報を収集・公開し、市民同士がお互いのまちづくり情報を得ることができる環境づくりを進めます。

## (2) 市民や事業者との協働によるまちづくり

### ア 市民との協働によるまちづくり

協働によるまちづくりを進めるためには、幅広く市民の意見を求め、計画に反映させることが重要です。今回の青梅市都市計画マスタープランの改定に当たっては、懇談会市民委員の募集や座談会の開催、広報やホームページによるパブリックコメント\*の実施など、多様な参加機会を設け、市民の意向反映に努めました。

今後は、この都市計画マスタープランにもとづき、市民がより主体的かつ積極的にまちづくりに参加できるよう、ワークショップ\*やインターネットを活用した双方向コミュニケーションなどの参加手法の導入や、都市計画提案制度\*などにより、市民との協働によるまちづくりの充実を図ります。

### イ 開発事業者との協働によるまちづくり

良好な市街地環境を維持・保全していくためには、事業者との協働も必要となります。このため、都市計画マスタープランに掲げる都市の将来像や方針と事業計画との整合が図られるとともに、事業の推進に当たっては、地域住民との良好な信頼関係が構築されるようなしくみを検討します。





### (3) 地域の特性に合わせたまちづくりの推進

地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、地域住民自らが考え行動することが重要です。

地域住民が合意形成のもとに作成するまちづくり計画やルールを、実効性のあるものにするためには、地区計画などの都市計画制度や建築・緑地協定を活用していくことが考えられます。このため、市民のまちづくり提案の位置づけや、都市計画手続きへの移行のしくみづくりなどの条例化を検討します。



## 2 これからの時代の都市経営について

人口減少と高齢化が同時に進行し、これまでのような経済成長が見込めない時代になり、財政状況はますます厳しさを増しています。このような時代にあっては、都市の運営・管理の効率化や、新たな公共サービスなどの考え方を取り入れていくことが重要です。

### (1) 新たな公共サービスを担う市民協働、公民連携のしくみづくり

厳しさを増す財政状況の中で、多様化する市民ニーズに対応するため、新たな公共サービスのシステムとして、地域の市民や企業などが行政と連携してまちづくりの計画から運営・管理までのプロジェクト全般に携わるPPP\*（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）への取組が全国的に広まりつつあります。

このため、PFI\*（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、指定管理者制度\*、公設民営（DBO）\*方式などの多様な手法を活用した、行政では生み出せなかった新しい機能や価値を持った「新しい公共」のシステムが展開されています。

本市では、福祉センター、東青梅駅北口自転車等駐車場などの公共施設の指定管理や、下水道施設の維持管理における包括的民間委託、市民窓口業務の一部外部委託など、PPP\*への取組も実施していますが、さらなる充実に向けて次のような取組についても検討していきます。

- 公共施設里親制度（アダプト制度\*）など、市民が主体的に公共的な空間の維持管理に取り組むことのできる制度の導入
- エリアマネジメント\*など、市民や事業者がまちの運営、維持管理などに関わることのできるしくみづくり

### (2) スtockマネジメント手法の導入による社会資本全般の維持管理と長寿命化

高度成長期時代に社会的ニーズに応えるため集中的に整備された、道路、橋りょう、公共建築物などの社会資本は、今後20年間で50年以上が経過する施設の割合が半数程度になると言われています。社会資本全体の老朽化が急速に進行するにつれ、厳しい財政状況のもと、適切で効率的な維持管理が社会資本整備における重要なテーマとなっています。

今後は、社会資本全般にわたり、適切で効率的な維持管理を実現するため、Stockマネジメント\*手法を導入し、的確な施設の把握・評価にもとづく、予防保全的な維持管理や長寿命化対策を推進し、社会資本におけるライフサイクルコスト\*の縮減を図ります。

## 3 都市計画マスタープランの適切な見直し

都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、社会経済情勢や市民意識の変化などに伴い、必要に応じて見直しを行います。

特に、上位計画である総合長期計画の改定や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\*」などの改定が行われた際には、都市計画マスタープランの内容や進捗<sup>しんちよく</sup>状況を点検し、必要な修正や改定を行います。

また、新たな計画やまちづくりの方向性に大きな変化が生じた際は、部分的な見直しを含め、適宜、柔軟な見直しを行うものとします。